

制度がスタートします

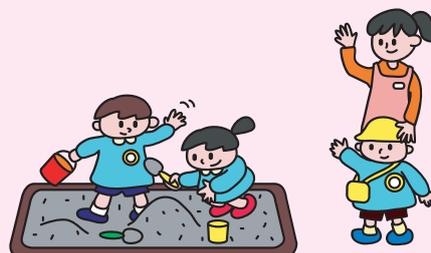
*注意：3歳児・4歳児の入園については、一部の幼稚園のみ実施となります。
今後、認定を受けたすべてのお子さんが入園できるよう順に整備していく予定です。

保育所などの保育を希望する場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

○保育を必要とする事由

保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVの恐れがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



ここが
変わります

○保育所の利用時間が変わります(保育の必要量)

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。新制度で大きく変わる部分で、保護者の就労時間によって、保育所を利用する時間が変わってきます。保護者がパートタイム等のお仕事に就いている場合は、利用時間がこれまでよりも原則短くなります。

■「保育標準時間」利用：フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)

■「保育短時間」利用：パートタイム就労*を想定した利用時間(最長8時間)

*保護者が1ヶ月あたり64時間以上働いていることが要件となります。

○幼稚園の預かり保育の時間が変わります。

預かり保育について、利用時間が変わります。(教育終了時間～午後6時30分まで)

*預かり保育の利用については、4歳児、5歳児のみとなります。

○幼稚園の認定申請(利用申込み)受付：11月26日(水)～28日(金)

○保育所の認定申請(利用申込み)の受付のスケジュール

	日	月	火	水	木	金	土
11月	16	17	18	19	20	21	22
	23 勤労感謝の日	24 振替休日	25	26	27	28	29
12月		1	2	3	4	5	6

障がい児保育：11月19日～21日
与勝地域：11月21日～28日
具志川地域：11月25日～27日
具志川地域：12月1日～3日
石川地域：12月4日～5日